

平成 16 年 9 月 6 日

京都御池中学校・複合施設整備等事業に係る事業契約等の締結について

京都市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）により実施する京都御池中学校・複合施設整備等事業（以下「本事業」という。）について、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）と、PFI法第9条に基づき、市会の議決を経て事業契約を締結しました。

また、市と事業者との事業契約の締結に伴い、本事業を安定的に継続していくため、市と事業者へ資金を融資する企業とは、直接協定を締結しました。

記

1 事業契約の締結について

市は、平成 16 年 3 月 23 日付けで選定した事業者の構成企業が出資し本事業の実施を目的として設立された「アクティブコミュニティ御池株式会社（以下「特別目的会社」という。）」と、平成 16 年 5 月 28 日に市会の議決を経て本契約を締結しました。

(1) 契約件名

京都御池中学校・複合施設整備等事業契約

(2) 契約の相手方

アクティブコミュニティ御池株式会社

(3) 事業契約締結日

平成 16 年 5 月 28 日

(4) 契約期間

平成 16 年 5 月 28 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（17 年間）

(5) 事業概要

本事業は、事業者が自ら事業に関する資金を調達し、中学校、乳幼児保育所、老人デイサービスセンターや在宅介護支援センター、災害応急用物資備蓄倉庫、オフィススペース、御池通の賑わいを創出する施設等を併設する複合施設の設計、建設を行った後、直ちに市に施設の所有権を移転し、施設の維持管理を行う BT0（Build-Transfer-Operate）方式により実施します。

2 直接協定の締結について

本事業の実施に当たって、市は、安定した事業の継続を図るため、融資企業から資金を調達する特別目的会社の了承を得て、優先融資等を行う企業と直接協定を締結しました。

(1) 件名

直接協定

(2) 直接協定の相手方（優先融資企業）

ダイヤモンドリース株式会社

(3) 締結日

平成 16 年 7 月 30 日

(4) 直接協定の概要

市と融資企業とは、次の内容等について相互に協議・確認のうえ協定を締結しています。

本事業契約書を遵守し、それぞれが義務を果たすこと。

特別目的会社の円滑な事業遂行に協力すること。

特別目的会社の事業実施状況及び財政状況等を監視すること。

本事業の継続に関して、協議すること。

(5) 参考図

